

港まちづくり協議会部会規程

(目的)

第1条 この規程は、港まちづくり協議会規約（以下「協議会規約」という。）第11条の規定に基づき、港まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に置く部会に関し、必要な事項を定めるものとします。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会又は協議会会長（以下「会長」といいます。）の指示を受けて、協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議し、又は調整するものとします。

2 前項による協議又は調整を行うにあたっては、ワークショップ形式を取り入れるなど地域住民ができる限り参加しやすい形態を採用するよう努めるとともに、学生やまちづくり活動を行っている団体等の行動力を活用するため近隣大学の学生やまちづくり活動団体が参画できる方策を検討するものとします。

(組織)

第3条 部会の名称、部会ごとの所掌事務及び部会の構成員（以下「部会員」といいます。）については、会長が別に定めます。

2 部会にチーフを置きます。

3 チーフは、部会員の協議により定めます。

(チーフの職務)

第4条 チーフは、部会を代表し、会務を取りまとめます。

(専門アドバイザー)

第5条 部会に専門アドバイザーを置くことができます。

2 専門アドバイザーは、別に定める基準で部会が推薦し、会長が委嘱します。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長の要請により、又はチーフが必要に応じて随時開催するものとします。

2 チーフは、会議の議長となります。

3 会議は、そのときの出席者をもって成立します。ただし、別に会長が指定する会議については、協議会委員又はその代理の者及び公募により採用された者（若干名）により構成する。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聴くことができます。

5 部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができます。

6 会議は公開とします。

(意見の集約)

第7条 第2条第1項に関する決定は、原則的に出席者の全員の合意によるものとします。

ただし、必要があるときは、出席者の過半数をもって決定します。

(報告)

第8条 部会は、その協議経過及び結果について、協議会又は会長に報告するものとします。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、チーフが別に定めます。

附 則

1 この規程は平成20年8月12日から施行します。

附 則

この規程は平成21年5月12日から施行します。